

東京都の水道

令和3年版



東京都福祉保健局健康安全部

ま え が き

東京都の水道の普及率はおおむね 100%であり、都民生活や都市活動を支える重要な社会基盤となっています。そして、水道事業者による維持管理や水質管理に関する水道技術の高度化など、たゆまぬ努力により、水質、水量、安定した事業経営などの面においても高い水準を保持しております。

一方、高度経済成長期に拡張を行ってきた施設が一斉に更新時期を迎えることに加え、安全でおいしい水へのニーズの高まりや水道インフラのデジタル化の推進など、水道事業は新たな局面を迎えています。また、近年、全国各地で地震や台風に伴い水道施設に断水被害が生じるなど、大規模災害の記憶も新しく、こうした自然災害の備えに万全を期すため、水道システム全体の強靱化を図る必要があります。

しかしながら、東京都の総人口は今後、減少傾向に転じることが予想されており、また、節水意識の浸透や節水器具の普及などにより、近年の給水量は減少傾向にあることから、水道事業の財政基盤に対する影響が懸念されています。

このような水道を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、水道事業の基盤強化を目的とする改正水道法が令和元年 10 月に施行され、水道事業に携わる者には、水道施設の維持管理及び計画的な更新、水道事業の健全な経営の確保、水道事業の運営に必要な人材の確保及び育成を図ることが求められています。

東京都の水道においても、これらの課題に適切に対応していくため、あらゆる角度から水道事業を取り巻く状況を分析し、地域の実情を踏まえて水安全計画や耐震化計画等の各種計画を策定するとともに、アセットマネジメントを用いた施設の分析・評価を活用し、効率的な施設更新を行うなど、強靱で安全な水道システムの構築を着実に進めていくことが重要です。

また、水道施設の維持管理及び計画的な更新等に必要な財源については、原則として水道料金により確保していくことが必要であるため、長期的な観点から、将来の更新需要を考慮した上で水道料金を設定することも不可欠です。

東京が誇る、清浄にして豊富低廉な水の安定供給を将来にわたって持続することは、我々に課された重大な責務です。そのためにも、水道の現状を的確に把握した上で検証し、様々な取組を効果的に推進するとともに、その伝統や技術を次の世代に確実に引き継いでいくべきと考えます。

このたび、東京都における水道の現状を把握するための一助として、令和 2 年度の業務統計を中心に、「東京都の水道 令和 3 年版」を取りまとめましたので、御高覧いただきますようお願いいたします。

令和 4 年 3 月

東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課

凡 例

1 集録の範囲

本資料は、厚生労働省が実施した「令和2年度水道統計調査」で得られた資料を基礎とし、一部をその他の資料で補充した。

2 集録の対象

令和3年3月31日現在、認可又は確認を受けている上水道、簡易水道及び専用水道と、同日現在で都が把握している簡易専用水道及び小規模貯水槽水道等並びに飲用に供する井戸等の施設である。

3 集録の対象期間

年間の実績値は、令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）のものとし、その他は令和3年3月31日現在とした。

4 水道の区分

- (1) 上 水 道：一般の需要に応じて水道により水を供給する事業で、計画給水人口が5,001人以上のもの
- (2) 簡 易 水 道：一般の需要に応じて水道により水を供給する事業で、計画給水人口が101人以上5,000人以下のもの
- (3) 専 用 水 道：特定の人だけが使用する水道で、給水人口が101人以上のもの又は一日最大給水量が20 m³を超えるもの
- (4) 簡 易 専 用 水 道：水道事業から供給される水のみを水源とする貯水槽水道で、受水槽の有効容量が10 m³を超えるもの
- (5) 小規模貯水槽水道等：貯水槽を有するもののうち、水道法（(1)～(4)）又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「建築物衛生法」という）の適用を受けないもの（個人住宅を除く。）
- (6) 飲用に供する井戸等：飲用水を供給する井戸等のうち、(5)に該当せず、水道法又は建築物衛生法の適用を受けないもの

5 その他

行政区域内人口は、「東京都の人口(推計)」（総務局統計部）令和3年4月1日現在によるが、武蔵野市、昭島市、羽村市、大島町、八丈町、檜原村、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、青ヶ島村及び小笠原村については、「住民基本台帳による世帯と人口」（総務局統計部）令和3年4月1日現在を使用している。

6 表章記号等

- (1) 計数のない場合 ———
- (2) 計数不明又は計数を表示することが不適当な場合 . . .

目 次

I 東京都の水道の現状	
1 水道事業の現状	
(1) 東京都の地勢	3
(2) 水道事業の概要	3
(3) 水道事業の抱える問題	3
(4) 水道事業の取組状況	5
2 東京都の水道行政	
(1) 上水道・簡易水道事業への指導・支援	5
(2) 専用水道への指導	7
(3) 簡易専用水道への指導	7
(4) 小規模貯水槽水道等への指導	8
(5) 飲用に供する井戸等への指導	8
(6) 東京都水道水質管理計画	9
(7) 水道水中の放射性物質等への対応	9
II 各種統計数値	
1 総 括	
(1) 水道種別事業数	13
(2) 水道種別計画給水人口	13
(3) 水道種別現在給水人口と普及率	13
(4) 多摩町村地区及び島しょ地区の現在給水人口と普及率	14
(5) 普及率の推移	14
(6) 区市町村別水道普及状況(特別区)	15
(7) 区市町村別水道普及状況(市)	16
(8) 区市町村別水道普及状況(町村)	17
(9) 区市町村別水道普及状況(総計)	17
2 上水道事業	
(1) 上水道一覧表	18
(2) 基本計画	18
(3) 料 金	19
(4) 水道料金の推移	19
(5) 普及状況	20
(6) 給水普及率の推移	20
(7) 貯水施設	21
(8) 取水施設	21
(9) 主要構造物	22
(10) 管路布設状況	23
(11) 災害時用確保水量	23
(12) 取水量と浄水量	24
(13) 給水量の分析1 (年間給水量と分水量・有効率推移)	25
(14) 給水量の分析2	26
(15) 給水人口	26
(16) 年度別給水量の推移	27
(17) 月別給水量の推移	28
(18) 一日最大給水量の推移	29
(19) 都知事認可水道事業者の年間取水量及び分水量の比率の経年変化	30

3	簡易水道事業	
(1)	簡易水道一覧表	31
(2)	事業計画	32
(3)	料金体系	33
(4)	水道料金の推移	33
(5)	取水量	34
(6)	浄水量	35
(7)	給水量	35
(8)	配水池・管路布設状況	36
(9)	給水人口・年間給水量の推移	37
(10)	給水普及率の推移	37
4	専用水道	
(1)	総括表	38
(2)	現在給水人口の推移	38
(3)	施設数の推移	38
(4)	区市町村別施設数	39
(5)	施設一覧	40
5	簡易専用水道	
(1)	施設数の推移	47
(2)	施設数(特別区)	47
(3)	施設数(多摩・島しょ地区)	47
6	小規模貯水槽水道等	
(1)	施設数の推移	48
(2)	施設数(特別区)	48
(3)	施設数(多摩・島しょ地区)	48
7	飲用に供する井戸等	
(1)	施設数の推移(多摩・島しょ地区)	49
(2)	施設数(多摩・島しょ地区)	49
III	参考資料	
1	全国の水道普及率(令和2年3月31日現在)	53
2	水質基準	54
3	水質管理目標設定項目	55
4	要検討項目	57
5	水道法第20条の規定に基づく厚生労働大臣登録検査機関	58
6	水道法第34条の2第2項の規定に基づく厚生労働大臣登録検査機関	61